

## ○光明地区計画の方針

位 置		豊川市光明町一丁目の一部
面 積		約3.0ha
地区計画の目標		<p>本地区は市街地の中心部に位置し、及び市中心市街地に近接し、かつ、都市計画道路による沿道利用が図られている区域に囲まれた一団の区域であり、昭和21年に豊川市民病院が開院して以降、地域医療の中核として、市民の生命・健康を支える役割を担っている区域である。</p> <p>しかしながら、市民病院が別地区に移転したことにより、都市構造が変化することとなるため、本計画は、市中心部の病院跡地というまとまった一団の土地の特性を活かし、市中心部の回遊性を維持するとともに、本地区周辺における、高齢社会の進展等に対応した自動車に過度に依存しない身近な生活圏構築のため、都市生活を支える様々なサービス機能を担う施設の立地を誘導することを目標とする。</p>
区 及 域 び の 保 整 全 開 の 発 針	土地利用の方針	高齢社会の進展等に対応した医療、高齢者福祉、子ども関連施設及び生活利便施設等の配置を図る。
	地区施設の整備の方針	周辺の交通環境を踏まえ、安全で円滑な交通を確保するため、地区内に適切な道路を配置する。
	建築物等の整備の方針	良好かつ周辺環境と調和の図られたゆとりある空間の形成を図るため、建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限を行う。

## 地区整備計画

地区施設の配置及び規模		種類	名称	幅員	延長	配置
		道路	道路 1 号	8.0m 10.0m	約 492m 約 161m	計画図表示のとおり
地区 整備 計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（は）項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号並びに（に）項第 3 号に掲げるもの</li> <li>2. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 5 の 3 で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1 万 m<sup>2</sup>以内のもの</li> <li>3. 前 2 号の建築物に附属するもの。（自動車車庫の用途に供する部分にあっては令第 130 条の 8 第 1 号に掲げるものに限る。）</li> </ol>			
		建築物の容積率の最高限度	10 分の 15			
		建築物の建ぺい率の最高限度	10 分の 5			
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（建築物に地階が設けられている場合の当該地階の部分及び建築物の出窓、ベランダ、バルコニー若しくはテラス又は屋外階段その他これに類するものを除く。）から敷地境界線までの距離は、1 m 以上であること。</p>			